

基本方針

今回の社会福祉法の改正においては、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）、地域における公益的な取組を実施する責務、行政の関与の在り方（所轄庁による指導監督の機能強化等）などが主な内容となっています。この社会福祉法の改正に対応し、本会においても組織・事業体制の見直し等が求められます。今後、社会福祉法人としての公益的性格に鑑み、必要な対応を確実に実施し、積極的に地域社会に貢献して参ります。

また、国では生活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直しに向けた検討が進められるとともに、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりのあり方が検討されるなど、地域福祉施策が目まぐるしく変化し続けています。この「地域共生社会」の実現に向けては、小さな圏域ごとに生活課題を発見し、解決する体制づくりが市町村に求められています。具体的には、住民同士が交流するための拠点を設けること、住民自らが相談に応じることなどが想定されています。

本会では、従来から地域福祉座談会を通して、地域の中での住民主体の支え合い・助け合い活動の推進に注力し、各地域において生活支援の活動が立ち上げられるよう支援を継続しています。この取り組みは、まさに「地域共生社会」の実現につながるものと考えられますので、さらにその取り組みを強化して参ります。

また、本会は、住民の理解が得られる組織運営を図るとともに、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らしていけるよう、地域住民、行政をはじめ、地域内の社会福祉関係者と一体となって、地域課題の解決に向けた協働的な取り組みを進めて参ります。

法人運営分野

社会福祉法による新しい制度へスムーズに移行します。

また、労働者数が常時50人を超えるので、安全衛生委員会を立ち上げ職場環境を整備します。

1. 理事会評議員会監査の実施	地域の期待に応えられる社会福祉協議会になるよう、改正された法に則って委嘱し、運営基盤を安定させる。 ① 理事会 新たに理事を委嘱する。 6回/年 ①4月 ②5月 ③6月 ④10月 ⑤12月 ⑥3月 ※原則、すべての理事会に監事が出席する。 ② 評議員会 新たに評議員を委嘱する。 3回/年 ①6月 ②12月 ③3月 ③ 監査 2回/年 ①前期 ②決算
2. 会員の募集	① 住民の理解を得るため、会員制度の意義や会費を財源にしている事業をわかりやすく住民に説明する。寄付して下さった方に社協の名入りの品を渡して印象づける。 ② 今年度も関係団体を社協職員が直接訪問し、特別会員への加入を呼び掛ける。 ③ 特別会員に『福祉のつどい』の案内を送付し、特別会員であることを認知していただき地域福祉に関わっていただく機会をつくる。

	<ul style="list-style-type: none"> * 4～5月 戸別会員募集 1世帯500円 目標額2,950,000円 * 7～8月 特別会員募集 1口1,000円 目標額1,000,000円
3. 苦情の受付	受け付けた苦情を各部署で共有し業務を改善する。 苦情対応を迅速に進める。
4. 体制の充実	① 会議運営要領を改正し、役席会議と運営会議を併せて実施する。 ② 会議を活用して効率的に決定-検討-調整-共有し、事業運営する。
5. 事業の適性化	事業評価票により全事業を評価する。
6. あり方検証委員会	あり方検証委員会を開催し、あり方検討委員会からの提言が実行されたか総括する。
7. 職員研修・人権意識の向上	① 職員ひとりひとりの専門性と能力・経験に応じた県社協の生涯研修、専門研修を受講する ② 職員全体研修 1回/年 ③ 人権意識の向上を図る。 * 1回/年 町主催人権研修の受講
8. 寄付金の受付	① 地域福祉事業を進めるための貴重な財源であること伝え、広く住民に協力を呼びかける。地域福祉座談会等でも広報する。 ② 一定金額以上のご寄付をいただいた方に記念品を差し上げ、社協に寄付したことを認知していただく。
9. 社資増強運動	日本赤十字社東員町分区事務局として、日本赤十字社活動の普及啓発と、社資納入について町民の理解と協力を求める。
10. 安全衛生委員会	職員採用により、常時使用する労働者が50人以上の事業場になるため安全衛生委員会を設置し、産業医と契約する。

地域福祉分野

日常生活上のちょっとした困りごと（生活課題）を、地域住民を中心とする多様な主体による支えあい活動によって解決することにより、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるように地域の福祉力を高めます。

11. 福祉のつどい	地域住民の方の地域福祉への関心を高めるため、参加型の講演会とグループワークを行う。 10～11月開催
12. 『ふくしのわ』発行	地域福祉座談会の会議や活動をわかりやすく伝え地域福祉意識への関心が向上するように発行する。 発行回数 4回 / 年
13. ホームページ運営	常に新しい情報を発信し、見たい情報がすぐに開けられるように工夫する。
14. 民協との協働	① 民協事務局として、定例会、役員会等の運営を担う。 ② 前年度12月の一斉改選で、新たに就任された民生委員に地域福祉について学んでいただく場をつくる。
15. 地域福祉座談会	① 新規5地区で地域福祉座談会を開始する。 ② イベント実施がゴールにならないよう、活動をきっかけに助け合えるまち

	<p>づくりを目指す。</p> <p>集まり検討する⇒活動を創出する⇒活動の展開を通して町づくりをする</p> <p>③ ひとつの座談会で成功した具体的な活動を他の座談会に伝えて、座談会での話し合いから活動へ展開するよう働きかける。</p>
<p>16. 生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーターの配置)</p>	<p>地域の方が支え合う必要性を理解し、住民が主体になって、困っている人がいたら支えあえる地域を作るよう推進する。</p> <p>1. 資源開発と理解者・実践者の拡大</p> <p>(1) 住民が希望する地域の姿を具体的に聞き取り、実現までの道のりを提案し協議する。</p> <p>(2) 町内で人が集まっているところやシニアクラブなどの集まりに出かけて、既存の支えあい活動や地域活動に関心がある人を把握する</p> <p>(3) 協議を繰り返すことで元気な高齢者等が無理なくできる範囲や役割を鮮明にする</p> <p>(4) 東員町・社協の補助金・助成金の活用を支援する</p> <p>(5) 活動構築にあたって住民が不安に思うことを敏感に把握し対応する。</p> <p>(6) 調査手法を伝達し、地域性やニーズを客観的に把握するよう支援する</p> <p>(7) 支えあい活動の登録制度を立ち上げる。</p> <p>2. 関係者間の情報共有</p> <p>(1) ホームページに生活支援体制整備事業のボタンをつくり、各地区の支えあいの実践をいつでも簡単に見られるようにする</p> <p>(2) 具体的に活動をイメージして取り組めるよう実践事例を紹介する。</p> <p>① 平成30年3月に県域で開催される支えあいセミナーへの参加を住民に呼びかけ、県内のさまざまな実践事例を学んでいただく。その後、参加者同士で学んだことを共有する。</p> <p>② 町内の活動者に発表していただき、活動を考えている方に参考にしていただくと同時に活動者から新活動者に助言していただく。また、町内全域で支えあい活動の機運を高める。</p> <p>(3) 実践事例を同行見学や映像で紹介する。</p> <p>(4) 実践者がお互いに行き来して話し合える機会をつくる</p> <p>3. 各地区の支えあい活動構築を支援する体制の整備</p> <p>(1) 生活支援コーディネーターは『1. 資源開発と理解者・実践者の拡大』を主な業務とし、補助者は『2. 関係者間の情報共有』を主な業務とするが、限定せず互いに補完しあう。</p>
17. 担い手養成	職員が先進地社協で生活支援サービス構築の方法を学び、地域福祉座談会の状況に応じて伝達講習する。
18. 活動支援	<p>① 住民相互の助けあいの活動を進めてもらうように自治会や座談会に積極的に呼びかける。</p> <p>② 丁寧な説明と案内を行い、活用してもらいやすくする。</p> <p>スタートダッシュ助成…上限5万円</p> <p>ステップアップ助成…上限10万円</p>
19. 地域福祉推進協議会	<p>年2回懇話会のようなイメージで開催し、</p> <p>① 地域福祉座談会の活動の情報交換する。 (他の座談会の経験を分かち合い、知恵にする)</p> <p>② 地域の支え合い活動が発展するよう座談会関係者が集まって考える機会をつくる。</p>

20. 社協行政連絡調整会議 / 地域福祉施策検討会議	地域の持つ力と公的な支援体制が協働して地域福祉を推進することが求められているため、地域福祉に関して行政と社協が情報共有・意見交換する場を設ける。 1回/年（必要に応じて開催随時）
21. 生活支援型配食サービス	在宅のひとり暮らし高齢者や要援護高齢者等に昼食を配達するとともに安否確認する。 * 委託先／社会福祉法人いずみ * 月曜日から金曜日の中で希望する日 * 個人負担金 300円
22. ふれあい型配食サービス	ひとり暮らし高齢者を中心とした対象者に、ふれあいを目的に昼食を配達する。 * ボランティアが調理・配達 ※一部業者委託 * 第2・4火曜日と第1～4金曜日の希望する日 * 個人負担金 300円
23. シニアカレッジ	地域福祉に関心を持つきっかけとして取組みを行う。卒業後は地域リーダーとして活躍できるように働きかけ、サポートをしていく。 * 6月～ 1回/月
24. 地域ボランティア制度	① 制度に係るボランティア登録・マッチング業務を受託し、高齢者の介護予防、生活支援、社会参加を一体的に推進する。 ② 対象者や活動先の拡大について、委託元の長寿福祉課と協議する。 ③ 活動先・ボランティア登録者と懇談して要望や不安を聞き取り、よりよい活動形態を作る。 ④ 登録者に定期的に情報提供をする。 ⑤ 登録者の特技を生かし、様々な研修会を開き自身の楽しみや生きがいにつながり、登録者同士のつながりも深める。 ⑥ 登録者会議を開催する。8/31→ボランティア落語家講演、2/27→内容未定
25. 家族介護継続事業 / 家族介護教室	① 隔月1回、マッサージの日を設けてリフレッシュしていただく。 ② オムツ教室などの家族介護教室実施の際は必ず座談会を催す。 ③ 大台町の介護者の皆さんと東員町で交流する。
26. 心配ごと相談 / 無料弁護士相談	一般相談員（有資格者・学識経験者・民生委員）はあらゆる相談に応じ、適切な助言や専門機関等を紹介する。また、相談内容から暮らしの課題を探り本人の課題解決と共に今後の地域福祉活動に活かす。 * 毎月5日（土・日・祝の場合は翌日）及び第3日曜日 * 相談内容について民生委員である相談員と検討する。
27. 当事者団体の育成支援	各種関係団体の運営に必要な助成金を交付し、地域活動を支援する。 助成金交付先 東員障がい児者友の会、東員町障がい児（者）親の会、東員町遺族会、いなべ地区視覚障がい者協会、いなべ市聴覚障がい者協会、東員町福祉事業所連絡協議会
28. 子育て支援事業	子育て親子が気軽に集える居場所づくりを、ふれあいセンターを中心に実施する。応援ルームやイベントに多くの方に来てもらえるように広報に力を入れる。 * 委託先/東員子育て支援ネット * 月曜・水曜 子育て応援ルームの開放
29. 災害ボランティア	災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを行う。

ティアセンター	災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき、図上訓練を行う。 * 6回/年 運営委員会の開催 * 1回/年 災害ボランティアセンター開設図上訓練の実施 * 災害ボランティアセンター運営マニュアルの確認及び見直し
30. 看取り介護の啓発	在宅で看取りができることを周知し、「地域で生ききる」意識を啓発する。 * 関わる職員が看取り介護の啓発ができるように、在宅医療・介護連携研究会等の研修に参加し知識を身に着ける。 * 担当する利用者に対して、在宅での看取りの選択もできるように、モニタリング等を通して情報の提供をする。 * 近隣で看取り介護に関係する講演会の予定があれば、ホームページで案内する。
31. 障がい児者の地域生活に関する学習	重度障がい児者の地域生活を学び、障害福祉サービスの理解を深めるために、福祉事業所連絡協議会管理者交流会の活用をする。
32. 町内福祉事業所連絡会	東員町福祉事業所連絡協議会の運営を事務局としてサポートする。 29年度の研修計画 * 4月26日（水） 役員会 * 5月17日（水） 総会 第1回研修会 メンタルヘルス 講師：鎌田敏氏 * 10月11日（水） 第2回研修会 レクリエーション 講師：稲葉淑乃氏 * 11月8日（水） 役員会 * 2月7日（水） 役員会 * 2月21日（水） 事業所管理者交流会
33. 共同募金委員会の活動支援	共同募金委員会の事務局を担い、共同募金運動が東員町の「町をよくするしくみ」として認知されるように広報する。

利用支援分野

高齢者や障害者の方の福祉サービスの利用や金銭管理などをお手伝いし、安心して生活が送れるよう支援します。

34. 福祉有償運送事業	介助なしに交通手段を利用することが困難な要介護者や身体障がい者を対象に、福祉車両で通院の移送・送迎サービスを実施する。 * 対象者 要介護者 身体障がい者 * 使用車両 福祉車両2台 セダン型1台
35. 介護タクシー助成事業	要支援者に介護タクシー券（年間2,000円分）を発行し、在宅高齢者の外出を支援する。また、広報誌に掲載し利用を促進する。 * 2,000円助成

36. 日常生活自立支援事業	制度を知らない方、支援が必要ではあるが声をあげられない方に制度のことを知ってもらう。そのために、積極的に制度を周知する。また、民生委員などと連携し情報を共有することで、本当に必要な方に支援を繋げる。
37. 日常的金銭管理サービス事業	判断能力のある概ね65歳以上の高齢者や20歳以上の身体障がい者等の金銭管理を代行する。
38. 車いす・スロープ貸出事業	短期間あるいは緊急に車いす等が必要な方に、最長1か月間無料で貸し出し在宅生活を支援する。また、そこで得た情報を民生委員に提供し、地域の福祉支援に役立てる。
39. 公的貸付・生活困窮者自立相談	<ul style="list-style-type: none"> ① 生活福祉資金の貸付事務・貸付期間中の世帯の生活相談 <ul style="list-style-type: none"> * 制度の趣旨を十分理解した上で利用していただく ② 貸付申請にかかる調査委員会の開催 ③ たすけあい資金の貸付 ④ 資金の償還事務 ⑤ 三重県社会福祉協議会が受託している生活困窮者自立相談支援業務への協力 ⑥ 生活困窮者自立支援制度家計相談支援事業の実施

介護保険サービス、障がい者福祉サービス分野

29年度は東員町においても新しい総合事業が開始されます。当会においても3つの新規事業の委託を受ける予定です。介護サービス・介護予防の趣旨と目的を再確認し、効果的なサービスの提供を行います。

事業収支については、事業計画に基づき事業を運営し、利用実績票を活用しながら、常時、実績管理を行い目標達成をめざします。

40. 訪問介護・介護予防訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ① 依頼に対応できるように、受け入れ態勢を整える。（登録ヘルパーの充実） ② 10月に新しい介護請求システムを導入するにあたり、これまで、エクセルで管理していた訪問介護計画書や手順書をシステムの方で管理する。 ③ 訪問介護計画に添った質の高い支援ができるよう研修計画を作成し、研修機会を確保する。又、外部研修にも参加し、新しい情報を取り入れ実践する。
41. 障がい児者訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 依頼に対応できるように受け入れ態勢を整える。 ② 精神障害の利用者も増えている。疾患の理解に努め、適切な支援ができるように研修への参加と関係機関との連携を図る。
42. 通所介護事業所・予防通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般浴の提供場所の変更により、入浴に掛かる人員の見直しを行い、提供時間全体におけるサービス内容・人員配置の見直しをする。 ② 理学療法士の増員に伴い、6月より実施する個別機能訓練Ⅰの要件を満たす提供メニューの構築・運動スペースのレイアウト変更の実施 ③ 通所予防介護が新しい介護予防・日常生活支援総合事業の移行にあたり重要事項の説明と利用契約の（再）締結をする。 ④ シルバー人材センターに委託していた送迎を直接雇用の職員により実施

	<p>⑤ 10月に新しい介護請求システムが導入されるにあたり、これまで、エクセルで管理していた通所介護計画書・モニタリングをシステムで管理する。 又、端末タブレットの活用にて業務の効率化につなげる。</p>
43. 日中一時支援事業	<p>① 提供スペースを確保し生活介護への移行を積極的に検討する</p>
44. 居宅介護支援事業	<p>① 28年度行ったケアプラン点検に加えて、新規・更新事例のケアプランを毎月一事例ずつ、ケアマネがお互いに点検する。</p> <p>② 10月の新規システムの導入までに、支援経過 アセスメントのカスタマイズができるよう、事業所間で協議する。</p> <p>③ 介護保険の基本である、自立支援の考えに基づき、利用者の目標を引き出せるように関わる。又、新しい総合事業においては、関係機関と連携し、地域資源の発掘に努める。</p> <p>④ コンプライアンスへの取り組みを行う。(今年度はマナー)</p> <p>⑤ 収支については、担当別目標値に沿って受け入れを行い、収支改善に努める。</p>
45. 障がい者・障がい児計画相談支援事業	<p>① 研修を通して資質の向上を図り、関係機関との情報の共有や連携を深める。</p> <p>② 役場と情報共有・連携しながら、基幹型相談支援の対応の充実化を図る</p> <p>③ 介護請求システム変更に向けて、計画相談・基幹型相談で使用する書式の効率化とアセスメント機能の充実化を図る。</p>
46. 通所型サービスA	<p>【概要】 集团的なプログラムによる形態を基本とし、介護予防マネジメントにより、利用者の心身の状況に応じて、サービスの利用者の解決すべき課題の把握、個別計画の作成、サービス利用効果の評価等、緩和した基準による総合型サービス事業の実施</p> <p>【計画】</p> <p>① 新規事業であるので、事業の趣旨に沿ったサービスの提供ができるように、提供プログラム作成・個別サービス計画作成のための勉強会を実施する。</p> <p>② 事業運営がスムーズに運ぶよう、ボランティアの受け入れを進める。</p> <p>③ 卒業者に対して、地域での自主的な介護予防事業の立ち上げ支援の実施</p>
47. 短期集中訪問型サービスC	<p>【概要】 身体機能の低下はみられるが、短期間に集中的な支援により改善が見込まれる方を対象に保健・医療の専門職員が訪問指導を行う。 (生活機能向上・閉じこもり・うつ予防)</p> <p>【計画】</p> <p>①新しい総合事業の趣旨や目的を把握し適切かつ効果的なサービスを提供するために担当職員の資質向上を図る</p> <p>②新規事業として対象者数の把握、どのような傾向があるか等の分析を行う</p> <p>③対象者の適切な評価により、事業効果を表せるようにする</p>
48. 地域リハビリテーション活動支援事業	<p>【概要】 地域で活動している介護予防活動団体等に対して、リハビリテーション専門職員を派遣し、介護予防の指導・体力測定等を実施する。</p> <p>【計画】</p>

- ①出前講座、いきいき百歳体操普及啓発事業、地域介護予防リハビリテーション活動支援事業それぞれの趣旨・目的を理解し適切なメニューの提供に努める。
- ②適切かつ効果的なサービスを提供できるように担当職員の資質向上を図る。